

# 福岡県公報

平成28年9月30日  
第3831号  
増刊 ②

## 目次

### 公 告

○福岡県人事行政の運営等の状況 (人 事 課) …………… 1

## 公 告

### 公告

福岡県人事行政の運営等の状況の公表に関する条例（平成17年福岡県条例第8号）第6条の規定により、福岡県の人事行政の運営等の状況について、次のように公表する。

平成28年9月30日

福岡県知事 小 川 洋

## 一 人事行政の運営の状況

### 1 職員の任免に関する状況

#### (1) 職員の任免

ア 職員の採用

27年度に新たに採用された一般職の職員及び新たに再任用された職員の状況は、次のとおりです。

区分	合計	行政職	警察職	教育職	技能労務職	研究医療職
新規採用	(1) 1,751	(1) 300	461	941	0	49
新規再任用	(58) 287	(19) 103	(2) 10	(36) 131	32	(1) 11

(単位：人)

- (注) 1 新規採用には国や他団体との人事交流に伴う採用を含みます。  
 2 政令市立学校の教職員は含みません。  
 3 「新規採用」欄の( )内は任期付採用職員で、内数です。  
 4 「新規再任用」欄の( )内は短時間勤務職員で、内数です。

イ 職員の離職

27年度に離職した一般職の職員及び再任用を満了した職員の状況は、次のとおりです。

区分	合計	行政職	警察職	教育職	技能労務職	研究医療職
定年退職	1,108	209	232	607	38	22
早期退職募集による退職	322	51	10	246	5	10
その他	408	60	164	155	4	25
再任用の満了	(76) 257	(44) 103	(3) 11	(23) 82	(2) 48	(4) 13

(単位：人)

- (注) 1 政令市立学校の教職員は含みません。  
 2 「再任用の満了」欄の( )内は短時間勤務職員で、内数です。

## 2 職員の給与の状況

### (1) 人件費の状況 (普通会計決算)

区分	住民基本台帳人口 (28年1月1日)	歳出額 A 千円	実質収支 千円	人件費 B 千円	人件費率 (参考)	
					B/A %	26年度の人件費率 %
27年度	5,122,448	1,669,152,789	4,120,673	489,948,508	29.4	30.3

### (2) 職員給与費の状況 (普通会計決算)

区分	職員数 A 人	給与費		一人当たり給与費 B/A 千円
		給料 千円	職員手当 千円	
27年度	50,126	229,917,777	48,910,819	7,364

- (注) 1 職員手当には退職手当を含みません。  
 2 職員数は27年4月1日現在の人数で、教育長及び嘱気事業・工業用水道事業・工業用地造成事業・病院事業・流域下水道事業・県営埤頭施設整備運営事業職員(計105人)を除きます。  
 3 給与費については、再任用職員(短時間勤務)の給与費が含まれており、職員数には当該職員数を含んでいません。

### (3) ラスパイレス指数の状況

区分	H24.4.1	H25.4.1	H26.4.1	H27.4.1
福岡県	101.9	101.9	101.8	100.8
都道府県平均	99.3	99.3	99.9	99.7

- (注) 1 ラスパイレス指数とは、全地方公共団体の一般行政職の給料月額を同一の基準で比較するため国の職員数(構成)を用いて、学歴や経験年数の差による影響を補正し、国の行政職俸給表(一)適用職員の俸給月額を100として計算した指数です。  
 2 平成24年及び平成25年は、国家公務員の時間的な(2年間)給与改定・臨時特例法による給与減額措置がないとした場合の値です。

**(4) 給与改定の状況**

## ①月例給

区分	人事委員会の勧告			給与改定率	(参考) 国の改定率
	民間給与 A	公務員給与 B	較差 A-B		
27年度	円 377,778	円 376,158	1,620円 (0.43%)	0.43%	0.36%

(注) 「民間給与」、「公務員給与」は、人事委員会勧告において公民の4月分の給与額をラスパインレス比較した平均給与月額です。

## ②特別給(期末・勤勉手当)

区分	人事委員会の勧告			年間支給月額	(参考) 国の年間 支給月額
	民間の支給割合 A	公務員の支給月額 B	較差 A-B		
27年度	月 4.19	月 4.10	0.09	月 4.20	月 4.20

(注) 「民間の支給割合」は民間事業所で支払われた賞与等の特別給の年間支給割合、「公務員の支給月額」は期末手当及び勤勉手当の年間支給月額です。

**(5) 給与制度の総合的見直しの実施状況について**

【概要】国の給与制度の総合的見直しにおいては、俸給表の水準の平均2%の引下げ及び地域手当の支給割合の見直し等に取り組むとされている。

## ①給料表の見直し

実施内容

(給料表の改定実施時期)

平成27年4月1日

(内容)

行政職の給料表について、国の見直し等を踏まえ、高齢層を中心に平均2%引下げ。激変緩和のため、5年間(平成32年3月31日まで)の経過措置(現給保障)を実施。他の給料表については、行政職給料表との均衡を踏まえて見直しを実施。

## ②地域手当の見直し

実施内容

(支給割合) (単位：%)

国基準による支給割合	平成28年度の 支給割合	平成27年度の支給割合		見直し後の支給割合 (H32.4.1)
		4月1日時点	溯及改定後	
福岡市	10	10	10	10
春日市、津津市	3	5	7	10
大野城市、太宰府市、糸島市、那珂川町、志免町、新宮町、粕屋町	3	4	5	6
北九州市、筑紫野市、古賀市、宇美町、篠栗町、須恵町、久山町	3	3	3	3
上記以外	0	0	0	0
福岡県の支給割合				
福岡市	4.75	5	5.2	6
福岡市以外	3.5	3.75	4	5

(実施時期)

平成27年4月1日より実施。制度完成時まで段階的に引上げ。

## ③その他の見直し内容

管理職員特別勤務手当及び単身赴任手当について、国と同様に見直しを実施(平成27年4月1日実施)

### 3 職員の平均給与月額、初任給等の状況

#### (1) 職員の平均年齢、平均給料月額及び平均給与月額の状況（27年4月1日現在）

##### ①一般行政職

区分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額	平均給与月額 (国比較ベース)
福岡県	43.2 歳	333,464 円	415,002 円	369,300 円
国	43.5 歳	334,283 円	—	408,996 円
都道府県平均	43.3 歳	333,258 円	419,584 円	374,044 円

(注) 1 「平均給料月額」とは、27年4月1日現在における各職種ごとの職員の基本給の平均です。

2 「平均給与月額」とは、給料月額と毎月支払われる扶養手当、地域手当、住居手当、時間外勤務手当などすべての諸手当の額を合計したものであり、地方公務員給与実態調査において明らかにされているものです。

また、「平均給与月額(国比較ベース)」は、比較のため、国家公務員と同じベース(＝時間外勤務手当等を除いたもの)で算出しています。

(以下同じ)

##### ②技能労務職

区分	平均年齢	職員数	平均給料月額	平均給与月額 (A)	平均給与月額 (国比較ベース)
福岡県	54.5 歳	689 人	332,857 円	382,483 円	359,303 円
うち用務員	54.6 歳	224 人	334,101 円	373,005 円	358,861 円
うち自動車運転士	56.8 歳	125 人	322,251 円	383,070 円	346,290 円
うち守衛	55.8 歳	21 人	356,610 円	456,189 円	393,510 円
うち電話交換手	59.0 歳	3 人	324,656 円	409,486 円	357,833 円
うちその他技能労務職	53.3 歳	316 人	334,669 円	383,816 円	362,506 円
国	50.2 歳	2,994 人	289,141 円	—	328,318 円
都道府県平均	51.6 歳	260 人	330,741 円	386,250 円	363,809 円

##### ③高等(特別支援)学校教育職

区分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額
福岡県	47.1 歳	397,862 円	456,582 円
都道府県平均	44.8 歳	381,390 円	443,257 円

##### ④小・中学校教育職

区分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額
福岡県	44.8 歳	373,240 円	423,133 円
都道府県平均	43.3 歳	366,907 円	422,193 円

##### ⑤警察職

区分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額	平均給与月額 (国比較ベース)
福岡県	38.3 歳	316,467 円	448,243 円	352,665 円
国	41.2 歳	317,165 円	—	369,393 円
都道府県平均	38.6 歳	321,121 円	458,794 円	366,870 円

## (2) 職員の初任給の状況（27年4月1日現在）

区分	福岡県	国
一般行政職	大学卒	174,200 円
	高校卒	142,100 円
技能労務職	高校卒	— 円
	中学卒	— 円
高等学校 教育職	大学卒	— 円
	高校卒	— 円
小・中学校 教育職	大学卒	— 円
	高校卒	— 円
警察職	大学卒	202,300 円
	高校卒	163,800 円

## (3) 職員の経験年数別・学歴別平均給料月額（27年4月1日現在）

区分	経験年数10年	経験年数20年	経験年数25年	経験年数30年
一般行政職	大学卒	264,179 円	361,870 円	388,049 円
	高校卒	220,361 円	312,229 円	360,862 円
技能労務職	高校卒	— 円	293,343 円	328,667 円
	中学卒	— 円	— 円	— 円
高等学校 教育職	大学卒	305,564 円	394,987 円	423,775 円
	高校卒	— 円	318,110 円	— 円
小・中学校 教育職	大学卒	305,577 円	389,038 円	414,905 円
	高校卒	— 円	— 円	— 円
警察職	大学卒	276,074 円	387,603 円	408,278 円
	高校卒	249,620 円	344,682 円	387,276 円

—:該当職員なし

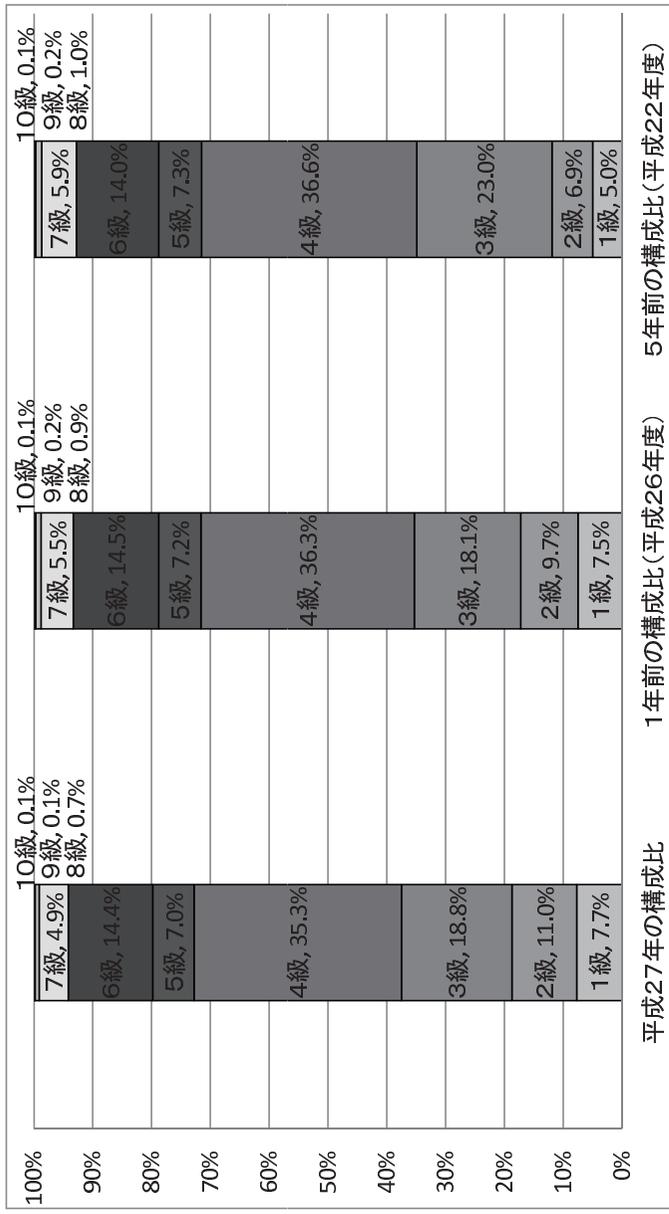
4 一般行政職の級別職員数等の状況

(1) 一般行政職の級別職員数の状況(27年4月1日現在)

区分	標準的な職務内容	職員数	構成比	給料月額
1 級	主事 技師	647 人	7.7 %	137,600 円 ~ 244,900 円
2 級	主任	932 人	11.0 %	187,700 円 ~ 301,900 円
3 級	主査 困難な業務を処理する主任	1,593 人	18.8 %	223,900 円 ~ 347,700 円
4 級	本庁の係長 困難な業務を処理する主査	2,984 人	35.3 %	258,300 円 ~ 386,200 円
5 級	本庁の課長補佐 本庁の困難な業務を処理する係長	591 人	7.0 %	285,000 円 ~ 393,700 円
6 級	本庁の課長 本庁の困難な業務を処理する課長補佐	1,222 人	14.4 %	315,800 円 ~ 408,900 円
7 級	本庁の困難な業務を処理する課長	417 人	4.9 %	360,100 円 ~ 442,600 円
8 級	本庁の次長	60 人	0.7 %	405,800 円 ~ 466,300 円
9 級	本庁の事務局長	10 人	0.1 %	456,100 円 ~ 525,200 円
10 級	本庁の部長	8 人	0.1 %	519,400 円 ~ 557,200 円

(注) 1 福岡県職員の給与に関する条例に基づく給料表の級区分による職員数です。

2 標準的な職務内容とは、それぞれの級に該当する代表的な職務です。



(2) 昇給への勤務成績の反映状況(知事部局の行政職給料表適用者)

27年度	勤務成績が特に良好 5号給以上(55歳超の職員は1号給以上)	434 人
	勤務成績が良好(標準) 4号給(55歳超の職員は昇給しない)	5,275 人
	勤務成績が良好と認められないもの 3号給以下(55歳超の職員は昇給しない)	205 人
	(計)	5,914 人

## 5 職員の手当の状況

## (1) 期末手当・勤勉手当

福岡県	国
1人当たり平均支給額(27年度決算見込)	(非公表)
期末・勤勉手当 1,590 千円	
(27年度支給割合)	(27年度支給割合)
期末手当 勤勉手当	期末手当 勤勉手当
2.60 月分 1.60 月分	2.60 月分 1.60 月分
(1.45) 月分 (0.75) 月分	(1.45) 月分 (0.75) 月分
(加算措置の状況)	(加算措置の状況)
職制上の段階、職務の級等による加算措置	職制上の段階、職務の級等による加算措置
・役職加算 5～20%	・役職加算 5～20%
・管理職加算 10～25%	・管理職加算 10～25%

(注) ( )内は、再任用職員に係る支給割合です。

## (2) 退職手当 (27年4月1日現在)

福岡県	国
(支給率)	(支給率)
自己都合 定年・早期退職募集による退職	自己都合 定年・応募認定
勤続20年 20.445 月分 25.55625 月分	勤続20年 20.445 月分 25.55625 月分
勤続25年 29.145 月分 34.5825 月分	勤続25年 29.145 月分 34.5825 月分
勤続35年 41.325 月分 49.59 月分	勤続35年 41.325 月分 49.59 月分
最高限度額 49.59 月分 49.59 月分	最高限度額 49.59 月分 49.59 月分
その他の加算措置 ー 定年前早期退職特例措置	その他の加算措置 定年前早期退職特例措置
(割増率2%～45%)	(割増率2%～45%)
1人当たり平均支給額 4,346 千円 23,120 千円	

(注) 退職手当の1人当たり平均支給額は、27年度に退職した全職種に係る職員に支給された平均額です。

## (3) 地域手当 (27年4月1日現在)

支給実績(27年度決算見込)	10,439,236 千円	
支給職員1人当たり平均支給年額(27年度決算見込)	183,051 円	
支給対象地域	支給率	支給対象職員数
東京都特別区	18 %	41 人
大阪府	15 %	4 人
府中市、名古屋市中区、名古屋市	13 %	3 人
福岡市	5 %	16,297 人
春日市、福津市	3.75 %	1,375 人
大野城市、太宰府市、糸島市、那珂川町、志免町、新宮町、粕屋町	3.75 %	3,826 人
北九州市、筑紫野市、古賀市、宇美町、篠栗町、須恵町、久山町	3.75 %	11,108 人
その他の県内市町村	3.75 %	17,835 人
医師・歯科医師	15 %	42 人
平均支給率	4.18 %	ー
地域手当補正ラスパイレス指数(ラスパイレス指数)	99.8 (100.8)	

(注) 1 「国の制度(支給率)」の欄の平均支給率は、支給対象職員に対し国の率で支給したと仮定した場合の加重平均の支給率です。

- 2 医師及び歯科医師の支給率は、東京都特別区の場合を除き支給対象地域にかかわらず15%です。
- 3 地域手当補正ラスパイレス指数とは、地域手当を加味した地域における国家公務員と地方公務員の給与水準を比較するため、地域手当の支給率を用いて補正したラスパイレス指数です。(補正前のラスパイレス指数×(1+当該団体の地域手当支給率) / (1+国の指定基準に基づく地域手当支給率)により算出されます。)

(4) 特殊勤務手当 (27年4月1日現在)

支給実績(27年度決算見込)		3,345,435 千円	
支給職員1人当たり平均支給年額(27年度決算見込)		100,563 円	
職員全体に占める手当支給職員の割合(27年度)		58.3 %	
手当の種類(手当数)		46	
区分	手当の名称	主な支給対象業務	支給実績(27年度決算見込)
一 般 職 員	防疫等作業手当	保健福祉環境事務所等職員	①日額300円 ②日額290円 ③日額380円 (作業が著しく危険な場合は760円)
	放射線取扱手当	放射線技術職員	日額300円
	危険業務手当	県土整備事務所、ダム建設事務所、水産漁業技術センター、農林業総合試験場、計量検定所職員	①日額140円～560円 ②1時間210円～1,500円
	社会福祉業務手当	保健福祉環境事務所等、障害者更生相談所、女性相談所職員	①日額450円、570円 ②日額230円
	種雄牛取扱等作業手当	農林業総合試験場職員	日額230円
	有害物取扱手当	保健環境研究所、工業技術センター、農林業総合試験場職員	日額130円～290円
	県税事務手当	県税職員	日額650円、800円
	夜間看護等手当	粕屋新花園の看護師	①1回2,900円、3,300円 ②1回1,240円
	犯罪取締等手当	漁業取締業務に従事する職員、麻薬取締員	日額280円～550円
	特殊現場作業手当	保健福祉環境事務所等、保健環境研究所、流域下水道事務所職員 児童福祉施設等に勤務する職員	①日額230円 ②日額290円 1回120円、230円
一 般 職 員	用地交渉手当	農林水産部、県土整備部、建築都市部等職員	日額700円、1,050円
	訓練指導手当	消防学校職員	日額720円
	災害応急(作業)手当	県土整備事務所職員	日額480円～1,095円
	道路上下作業手当(道路上下作業手当)	県土整備事務所職員	日額300円
	ほ場等管理業務手当	道路技術員、河川監視	①日額160円 ②日額230円
	動物等保護管理作業手当	農林業総合試験場職員	①日額120円 ②日額230円
	教育職員の兼務手当	動物愛護管理技術員	①日額260円 ②日額230円
	夜間定時制勤務手当	教育職員	授業1時間2,790円
	多学年学級担当手当	事務職員、技術職員及びその他の職員	日額340円 (事務長は日額220円)
	通信教育指導手当	①通信教育を行う学校の教員(本務職員を除く) ②通信教育を行う学校及び通信教育職員(本務職員を除く)	日額290円
教 育 公 務 員	実習船乗船手当	①福岡県立水産高等学校の教育職員 ②福岡県立水産高等学校の職員	①1通当たり100円 ②1時間2,790円
	有害農薬による害虫等防除作業手当	農業高等学校の教育職員	①日額3,000円 ②日額180円
	教員特殊業務手当	主幹教諭、指導教諭、教諭、養護教諭、栄養教諭、助教諭、兼課助教諭、講師、実習助手、寄宿舍指導員	1,663,486 千円
	0 千円	①添削指導 ②面接指導	0 千円
	819 千円	実習船に乗り組み、漁舟を伴う航海にまつて従事する以下の業務 ①生徒の非習指導等 ②船員法第82条の2第4項に規定する業務	819 千円
	0 千円	有害農薬使用の害虫等防除	0 千円
	1,663,486 千円	1号 学校の管理下の非常災害時等の緊急業務 イ…非常災害時の児童・生徒の保護又は緊急の防災・復旧の業務 ロ…児童・生徒の負傷、疾病等に伴う救急の業務 ハ…児童・生徒に対する緊急の補導業務 ニ…修学旅行等の引率・指導業務で宿泊を伴うもの ホ…対外運動競技等の引率・指導業務で宿泊を伴うもの ヘ…朝・夕・夜間の指導業務で週休日等に行つもの 5号 入学試験の監督、採点等	1号イ … 8,000 円 1号イ(特に大きな災害) … 16,000 円 1号ロ … 7,500 円 1号ハ … 7,500 円 2号 … 4,250 円 3号 … 4,250 円 4号 … 3,000 円 5号 … 900 円
	0 千円	①追加アスファルト混入域の道路舗装 ②道路上下、河川区域の動物の死体処理 ③ふん尿収集、ほ場散布 ④負傷動物の取替作業 ⑤動物死体の取替作業	10,398 千円
	967 千円	①農業機械等を操作する市場等管理業務 ②ふん尿収集、ほ場散布	967 千円
	220 千円	①負傷動物の取替作業 ②動物死体の取替作業	220 千円
438 千円	全日制教育職員が本務の勤務時間を起えて夜間定時制の授業を行った場合又はその逆の場合 高等学校又は中等教育学校の後期課程の夜間定時制課程で授業時刻以後に2時間以上業務に従事 小学校、中学校、中等教育学校の前期課程の2の学年の児童又は生徒で編制されている学級を担当し授業又は指導に従事	438 千円	

補導業務手当	児童又は生徒の補導を本務とする教育職員	児童又は生徒の補導業務に従事	6,766 千円	日額200円
教育公務員	<p>教務主任 3学級以上の学校の *生徒指導主事 *進路指導主事 (高等学校、中等教育学校 及び特別支援学校の高等 部に置かれるもの) *学科主任 *農場長 *事務主任 *学年主任 (一の学年が3学級以上の 学年に置かれるもの)</p>	主任等に発令された指導教諭又は教諭が、当該担当に係る業務に従事	144,541 千円	日額200円
主として私服員の従事する犯罪の予防及び捜査並びに被疑者逮捕の作業	警察職員	犯罪の予防及び捜査並びに被疑者逮捕等	460,141 千円	日額320円、560円
留置施設看守及び被疑者(被告人その他法令により拘禁されている者を含む。)護送の作業	警察職員	留置施設看守及び被疑者護送	34,482 千円	日額230円、240円
交通捜査作業	警察官(警備以下の階級にある者に限る。)	高速道路等における事故捜査・交通違反取締り等	134,728 千円	日額310円～840円
犯罪鑑識作業	警察職員	現場等における犯罪鑑識	26,216 千円	日額280円、560円
交通取締用自動車その他の特殊自動車の運転、警備用船舶運行及び自動車等の検査に関する作業	警察職員	交通指導取締、犯罪捜査等を目的とした、交通取締用無線自動車及び捜査専用車等の運転等	76,132 千円	日額250円～560円
暴力団犯罪対策及び銃器等犯罪捜査の作業	警察官	銃器を使用した現場等における犯人の逮捕等	12,830 千円	日額560円～1,640円
結核患者接触作業	保健師	結核患者に接触して行い治療に関する諸注意、情報提供等	0 千円	日額230円
死体処理作業	警察職員	人の死体の解剖・検視・実況見分等直接死体には接触する作業	86,015 千円	1体当たり1,600円、3,200円
坑内作業	警察職員	鉱山の坑内又は掘削中のトンネルの坑内で、ガス爆発、火災、出水、落盤等の災害があったときに、当該坑内で行う災害関連作業	0 千円	日額1,900円
航空機の操縦及び航空機に搭乗して行う操縦以外の作業	警察職員	①航空機の操縦作業 ②航空機ご搭乗して行う整備作業 ③航空機ご搭乗して行う操縦及び整備以外の作業	14,340 千円	①1時間5,100円 ②1時間2,200円 ③1時間1,900円
警ら作業	警察官(警備以下の階級にある者に限る。)	警ら作業	200,804 千円	日額340円
爆発物の取締り及び処理の作業	警察職員	①爆発物取締作業 ②爆発物処理作業	210 千円	①日額300円、460円 ②1件当たり5,200円
夜間特殊業務に従事する作業	警察職員	正規の勤務時間において従事する作業(指定されたものに限る。)の時間帯が深夜の一部又は全部を含むとき	350,327 千円	1回730円
救難救助作業(その他のための訓練の作業を含む。)	警察職員	①危険を伴う山岳地帯難者の救難救助又は天災地変若しくは水難、火災、危険物の爆発事故その他異常な事態における救難救助 ②福島原発の敷地内及びその周辺の区域で行う業務	7,260 千円	①日額410円、840円、1,680円 ②日額660円～40,000円
夜間緊急処理作業	警察職員(管理職手当受給者を除く。)	突発的発生業務の処理のために、正規の勤務時間外の時間において緊急の呼び出しにより勤務することを命ぜられて作業に従事し、その時間帯の一部又は全部が夜間であるとき	3,622 千円	1回1,240円
遠隔地水上警戒作業	警察職員	遠隔地の難島周辺海域において海上保安庁の巡視艇に乗り組んで行う水上警戒の作業	0 千円	日額1,100円
潜水作業	警察官	潜水器具着用による潜水作業	57 千円	1時間310円～1,500円
国際緊急援助作業	警察官	海外地域での国際緊急援助隊の派遣に関する法律第2条に規定する国際緊急援助活動の作業	0 千円	日額4,000円
サリンその他の特殊危険物質の処理等の作業	警察職員	特殊危険物質等の発生している状況下、現場で行う救助又は捜査等	0 千円	日額250円～4,600円
海外犯罪情報収集作業	警察官	日本国外において従事する犯罪の捜査情報収集(人事委員会が定める場合に限る。)	25 千円	日額1,100円
身辺警護等作業	警察職員	天皇・皇后等の皇族及び警護対象者の身辺警備若しくは身辺警護	398 千円	日額640円、1,150円

## (5) 時間外勤務手当(全職員)

支給実績(27年度決算見込)	8,937,430 千円
職員1人当たり平均支給年額(27年度決算見込)	419 千円
支給実績(26年度決算)	9,319,146 千円
職員1人当たり平均支給年額(26年度決算)	439 千円

(注) 職員1人当たりの平均支給額を算出する際の職員数は、「支給実績(27年度決算見込)」と同一年度の4月1日現在の総職員数(管理職員、教育職員等、制度上時間外勤務手当の支給対象とはならない職員を除く。)であり、短時間勤務職員を含みます。

(6) その他の手当 (27年4月1日現在)

手 当 名	内 容 及 び 支 給 単 価	国 の 制 度 と の 異 同	国 の 制 度 と 異 なる 内 容	支 給 実 績 (27年度決算見込)	支 給 職 員 1 人 当 たり 平 均 支 給 年 額 (27年度決算見込)
扶養手当	<ul style="list-style-type: none"> <li>○扶養親族のある職員に対して支給                     <ul style="list-style-type: none"> <li>・配偶者 13,000円</li> <li>・配偶者以外の扶養親族1人につき 6,500円 (配偶者がない場合は1人目 11,000円)</li> <li>・16歳になる年度初めから22歳になった年度末までの子の加算 5,200円</li> </ul> </li> <li>○自ら居住するため住宅を借り受け、家賃を支払っている職員                     <ul style="list-style-type: none"> <li>・家賃23,000円以下 家賃-12,000円</li> <li>・家賃23,000円超 11,000円+(家賃-23,000円)×1/2 (支給限度額27,000円)</li> </ul> </li> <li>○単身赴任手当を支給されている職員の配偶者が居住する住居                     <ul style="list-style-type: none"> <li>・上記額の1/2</li> </ul> </li> </ul>	異なる	16歳になる年度初めから22歳になった年度末までの子の加算額も、国は5,000円	5,793,222 千円	231,683 円
住居手当	<ul style="list-style-type: none"> <li>○交通機関、交通用具(自動車等)を使用して通勤している職員に支給                     <ul style="list-style-type: none"> <li>・運賃額(原則として6箇月定期の額)</li> <li>・交通用具使用額</li> <li>・通勤距離に応じ2,000円～</li> <li>・新幹線等利用者の特別料金等加算 (県外上限41,000円)</li> </ul> </li> </ul>	同じ	-	3,995,304 千円	274,309 円
通勤手当	<ul style="list-style-type: none"> <li>○専門的知識を必要とし、かつ、欠員補充が困難である職について、民間企業等の給与水準と調整するために支給                     <ul style="list-style-type: none"> <li>・医師、歯科医師 307,900円以下(35年)</li> <li>・研究員 100,000円以下(10年)</li> <li>・獣医師 30,200円以下(15年)</li> </ul> </li> </ul>	異なる	(国の制度) <ul style="list-style-type: none"> <li>・運賃等相当額の支給限度額 55,000円</li> <li>・交通用具利用者の支給額 2,000円～31,600円</li> <li>・新幹線等利用者の特別料金等加算 (上限2万円)</li> </ul>	6,690,780 千円	126,686 円
初任給調整手当	<ul style="list-style-type: none"> <li>○専門的知識を必要とし、かつ、欠員補充が困難である職について、民間企業等の給与水準と調整するために支給                     <ul style="list-style-type: none"> <li>・医師、歯科医師 307,900円以下(35年)</li> <li>・研究員 100,000円以下(10年)</li> <li>・獣医師 30,200円以下(15年)</li> </ul> </li> </ul>	異なる	(国の制度) <ul style="list-style-type: none"> <li>・医師、歯科医師 412,200円以下(35年)</li> <li>・獣医師への支給なし</li> </ul>	88,799 千円	829,897 円
単身赴任手当	<ul style="list-style-type: none"> <li>○異動又は公署の移転を原因として単身赴任となった職員に対して支給                     <ul style="list-style-type: none"> <li>・25,000円～82,000円</li> </ul> </li> </ul>	異なる	(国の制度) <ul style="list-style-type: none"> <li>・26,000円～84,000円</li> </ul>	79,717 千円	283,690 円
宿日直手当	<ul style="list-style-type: none"> <li>○宿日直勤務を行った職員に支給                     <ul style="list-style-type: none"> <li>・通常 5,100円 ・医師、歯科医師 20,000円</li> <li>・生活指導 7,200円 ・常宿舎指導 5,900円</li> </ul> </li> </ul>	異なる	国は通常の宿日直は4,200円	1,576,842 千円	190,164 円
管理職員特別勤務手当	<ul style="list-style-type: none"> <li>○週休日等又は平日深夜において勤務した管理職員に職の区分等に応じた支給                     <ul style="list-style-type: none"> <li>・週休日等 1回 4,000円～12,000円</li> <li>・平日深夜 1回 2,000円～6,000円</li> <li>(週休日等の従事時間が6時間を超える場合は、1.5倍)</li> </ul> </li> </ul>	異なる	区分や支給額が異なる	67,932 千円	160,596 円
夜間勤務手当	<ul style="list-style-type: none"> <li>○深夜における正規の勤務時間に勤務した職員に対して支給                     <ul style="list-style-type: none"> <li>・勤務1時間当たりの給与額×25/100×午後10時から翌日の午前5時までの勤務時間</li> </ul> </li> </ul>	異なる	勤務1時間当たりの給与額の算出方法が異なる	941,898 千円	100,010 円
休日勤務手当	<ul style="list-style-type: none"> <li>○祝日等に当たる正規の勤務時間に勤務した職員に対して支給                     <ul style="list-style-type: none"> <li>・勤務1時間当たりの給与額×135/100×勤務時間</li> </ul> </li> </ul>	異なる	勤務1時間当たりの給与額の算出方法が異なる	2,194,558 千円	175,649 円
管理職手当	<ul style="list-style-type: none"> <li>○管理又は監督の地位にある一定範囲の職員に対して支給                     <ul style="list-style-type: none"> <li>・給料表・職務の級・職の区分別に定めた額 (40,800円～139,100円)</li> </ul> </li> </ul>	異なる	区分や支給額が異なる	2,272,120 千円	688,730 円
農林漁業普及指導手当	<ul style="list-style-type: none"> <li>○農林漁業等の普及指導に従事する職員に対して支給                     <ul style="list-style-type: none"> <li>・給料月額×8% (管理職手当受給者は4%)</li> </ul> </li> </ul>	異なる	区分や支給額が異なる	91,341 千円	288,142 円
警 察	<ul style="list-style-type: none"> <li>○生活が著しく不便な地に所在する公署に勤務する職員に対して支給                     <ul style="list-style-type: none"> <li>・(給料の月額+扶養手当)×級地区別支給割合-地域手当</li> <li>*支給率 異動後4年間 4%～6%、5年目4%、6年目2%(最高6年)</li> </ul> </li> </ul>	同じ	-	-	-
特 地 勤 務 手 当	<ul style="list-style-type: none"> <li>○特地方署又は特地方署に準ずる公署に勤務するために住居を移転した職員に支給                     <ul style="list-style-type: none"> <li>・(給料の月額+扶養手当)×支給率</li> <li>*支給率 異動後4年間 4%～6%、5年目4%、6年目2%(最高6年)</li> </ul> </li> </ul>	同じ	-	-	-
特 地 勤 務 手 当 に 準 ず る 手 当	<ul style="list-style-type: none"> <li>○交通条件及び自然的、経済的、文化的諸条件に恵まれない地域に所在するへき地等学校に勤務する職員に対して支給                     <ul style="list-style-type: none"> <li>・(給料の月額+教職調整額+扶養手当)×級地区別支給割合-地域手当</li> <li>*級地区別支給割合 6%～22%</li> </ul> </li> </ul>	異なる	異なる	47,849 千円	173,996 円
へき地手当	<ul style="list-style-type: none"> <li>○へき地等学校に勤務するためにへき地等学校が所在する市町村内に住居を移転した職員に支給                     <ul style="list-style-type: none"> <li>・(給料の月額+教職調整額+扶養手当)×支給率</li> <li>*支給率 異動後5年間 4% その後1年間 2%</li> </ul> </li> </ul>	異なる	異なる	47,849 千円	173,996 円
へき地手当に準ずる手当					

学 校	<p>○義務教育等諸学校に勤務する教育職員に支給</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・月額8,000円を超えない範囲内で、職務の級、号給別に定めた額を支給する。</li> <li>* 夜間定時制、通信教育に係る定通手当又は農業、水産に係る産業教育手当の受給期間：定額の3/4の額</li> <li>* 上記以外の者：定額の2/4の額</li> </ul>			2,154,045 千円	62,787 円
産業教育手当	<p>○農業、水産、工業の教科の授業及び実習を担当する教育職員に支給</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・(給料月額＋教職調整額)×5% (定通手当受給者は3%)</li> </ul>			125,499 千円	198,889 円
定時制通信教育手当	<p>○定時制課程及び通信制課程に勤務する教育職員に支給</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・(給料月額＋教職調整額)×3～5% *校長、副校長、教頭 3% 夜間定時制教育に従事する職員 5% 昼間定時制教育、通信教育に従事する職員 3%</li> </ul>			68,328 千円	169,129 円

**6 特別職の報酬等の状況（27年4月1日現在）**

区分		給料月額等
給料	事知	1,350,000 円
	事副	1,080,000 円
報酬	議長	1,110,000 円
	長副	980,000 円
	員議	890,000 円
期末手当	事知	(27年度支給割合) 3.15 月分
	事副	(27年度支給割合) 3.15 月分
退職手当	事知	(算定方式) 135万円×在職月数×0.54
	事副	(算定方式) 108万円×在職月数×0.41
地域手当	事知	支給率 5%
地域手当	事副	

(注) 退職手当の「1期の手当額」は、4月1日現在の給料月額及び支給率に基づき、1期(4年=48月)勤めた場合における退職手当の見込額です。

**7 職員数の状況**

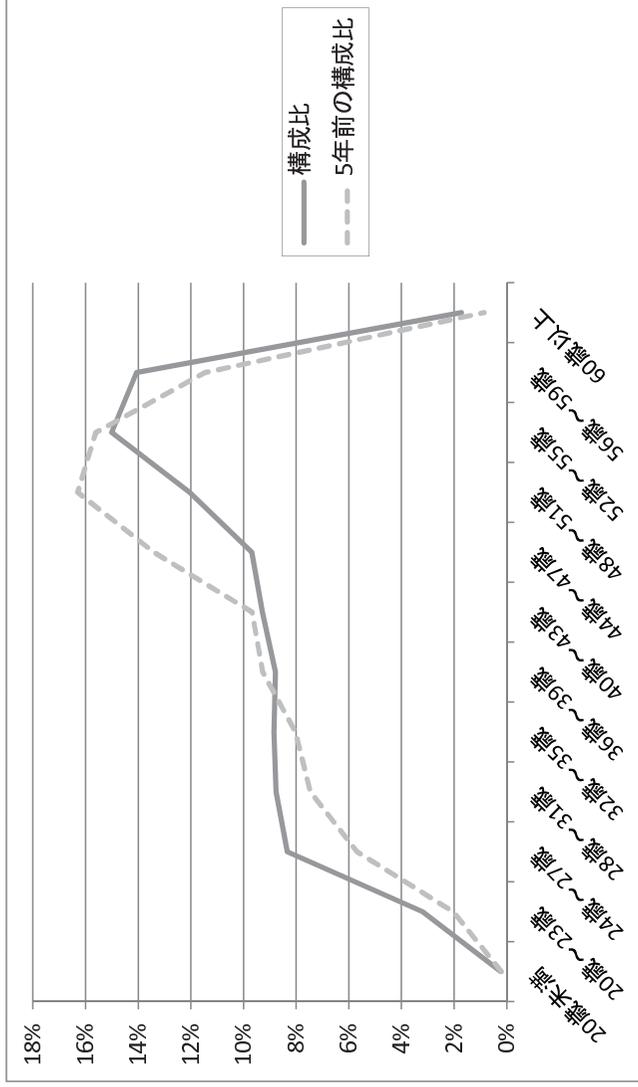
**(1) 部門別職員数の状況と主な増減理由**

(各年4月1日現在)

部門	職員数		対前年増減数	主な増減理由
	平成27年	平成26年		
知事部局	7,585	7,659人	△74人	事務事業の見直し・外部委託化 (参考:人口10万人当たり職員数148.14人)
教育委員会	30,789	30,693人	96人	特別支援学級の増加に伴うものなど (参考:人口10万人当たり職員数601.32人)
その他	11,856	11,789人	67人	欠員の補充に伴うものなど (参考:人口10万人当たり職員数231.55人)
合計	50,230人	50,141人	89人	(参考:人口10万人当たり職員数981.02人)

(注) 職員数は、一般職に属する職員数で、部門のその他は、各種委員会（教育を除く。）、警察本部、議会事務局、企業局です。

## (2) 年齢別職員構成の状況（27年4月1日現在）



区分	20歳未満	20歳～23歳	24歳～27歳	28歳～31歳	32歳～35歳	36歳～39歳	40歳～43歳	44歳～47歳	48歳～51歳	52歳～55歳	56歳～59歳	60歳以上	計
職員数	116	1,606	4,189	4,404	4,443	4,416	4,665	4,866	6,054	7,538	7,067	866	50,230

## (3) 職員数の推移

(単位:人・%)

部門	年度	平成22年	平成23年	平成24年	平成25年	平成26年	平成27年	過去5年間の増減数(率)
知事部局		7,946	7,896	7,817	7,748	7,659	7,585	▲ 361 (▲ 4.5%)
教育委員会		31,179	30,875	30,869	30,796	30,693	30,789	▲ 390 (▲ 1.3%)
その他		11,540	11,483	11,529	11,658	11,789	11,856	316 (+2.7%)
計		50,665	50,254	50,215	50,202	50,141	50,230	▲ 435 (▲ 0.9%)

(注) 1 各年における定員管理調査において報告した職員数です。

2 その他は、各種委員会（教育を除く。）、警察本部、議会事務局、企業局です。

**8 公営企業職員の状況**

**(1) 職員給与費の状況**

決算見込

区分	総費用 A	純損益又は 実質収支	職員給与費 B	総費用に占める 職員給与費比率 B/A	(参考) 26年度の総費用に占 める職員給与費比率 %
27年度	千円	千円	千円	%	%
電気事業	463,737	21,998	167,256	36.1	37.7
工業用水道事業	1,442,954	517,375	184,100	12.8	14.6
工業用地造成事業	958,940	△ 229,940	28,126	2.9	3.9

区分	職員数 A	給与費			一人当たり給与費 B/A
		給料	職員手当	期末・勤勉手当	
27年度	人	千円	千円	千円	千円
電気事業	14	60,733	23,189	26,737	110,659
工業用水道事業	20	82,826	22,492	34,712	140,030
工業用地造成事業	3	11,517	3,929	4,748	20,194

(注) 1 職員手当には退職手当を含みません。

2 職員数は、28年3月31日現在の人数です。

**(2) 職員の基本給、平均月収額及び平均年齢の状況（27年4月1日現在）**

・電気事業

区分	平均年齢	基本給	平均月収額
福岡県	47.0 歳	404,424 円	477,372 円

・工業用水道事業

区分	平均年齢	基本給	平均月収額
福岡県	43.7 歳	359,389 円	423,576 円

・工業用地造成事業

区分	平均年齢	基本給	平均月収額
福岡県	40.1 歳	336,315 円	461,492 円

(注) 平均月収額には、期末・勤勉手当等を含みます。

**(3) 職員の手当の状況**

ア 期末手当・勤勉手当

公 営 企 業	行 政 職 員
1人当たり平均支給額(27年度決算見込)	1人当たり平均支給額(27年度決算見込)
期末・勤勉手当 1,789 千円	期末・勤勉手当 1,590 千円
(27年度支給割合) 期末手当 勤勉手当 2.60 月分 1.60 月分 (1.45) 月分 (0.75) 月分	(27年度支給割合) 期末手当 勤勉手当 2.60 月分 1.60 月分 (1.45) 月分 (0.75) 月分
(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 役職加算 5~20% 管理職加算 15%	(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 役職加算 5~20% 管理職加算 10~25%

(注) ( )内は、再任用職員に係る支給割合です。

## イ 退職手当（27年4月1日現在）

(支給率)	公 営		企 業		行 政		職 員	
	自己都合	定年・早期退職 募集による退職	自己都合	定年・早期退職 募集による退職	自己都合	定年・早期退職 募集による退職	自己都合	定年・早期退職 募集による退職
勤続20年	20.445 月分	25.55625 月分	20.445 月分	25.55625 月分	20.445 月分	25.55625 月分	20.445 月分	25.55625 月分
勤続25年	29.145 月分	34.5825 月分	29.145 月分	34.5825 月分	29.145 月分	34.5825 月分	29.145 月分	34.5825 月分
勤続35年	41.325 月分	49.59 月分	41.325 月分	49.59 月分	41.325 月分	49.59 月分	41.325 月分	49.59 月分
最高限度額 その他の加算措置	—	49.59 月分	49.59 月分	49.59 月分	49.59 月分	49.59 月分	49.59 月分	49.59 月分
1人当たり平均支給額	— 千円	25,604 千円 (割増率2%～45%)	4,346 千円	23,120 千円	4,346 千円	23,120 千円	4,346 千円	23,120 千円

(注) 退職手当の1人当たり平均支給額は、27年度に退職した全職種に係る職員に支給された平均額です。

## ウ 地域手当（27年4月1日現在）

地域手当支給実績(27年度決算見込)		7,585 千円	
地域手当支給職員1人当たりの平均支給年額(27年度決算見込)		206,395 円	
地域手当支給対象地域	支給率	支給対象職員数	一般行政職の制度(支給率)
福岡市	5.00 %	19 人	5.00 %
福岡市を除く福岡県内の地域	3.75 %	16 人	3.75 %

## エ 特殊勤務手当（27年4月1日現在）

支給実績(27年度決算見込)		115 千円	
支給職員1人当たり平均支給年額(27年度決算見込)		8,882 円	
職員全体に占める手当支給職員の割合(27年度)		37.1 %	
手当の種類(手当数)			
手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	支給実績 (27年度決算見込)
危険業務 手当	支給対象の作業 に従事した職員	①高圧機器整備点検作業 ②水路管内作業 ③高所作業 ④洪水吐ゲートの保守点検作業 ⑤有害薬品を使用する作業 ⑥漏水事故復旧等の道路上作業 ⑦災害応急作業	左記職員に対する支給単価 ①日額300円 ②日額220円 ③、④日額220円、320円 ⑤日額130円、250円 ⑥日額300円 ⑦日額480円～1,095円
用地交渉 手当	交渉業務に従事した職員	用地交渉業務	8 千円 日額700円、1,050円

## オ 時間外勤務手当

支給実績(27年度決算見込)		18,977 千円	
職員1人当たり平均支給年額(27年度決算見込)		575 千円	
支給実績(26年度決算)		10,461 千円	
職員1人当たり平均支給年額(26年度決算)		317 千円	

(注) 1 時間外勤務手当には、休日勤務手当を含みます。  
 2 職員1人当たり平均支給額を算出する際の職員数は、「支給実績(27年度決算見込)」と同じ年度の4月1日現在の総職員数(管理職員等、制度上時間外勤務手当の支給対象とはならない職員を除く。)であり、短時間勤務職員を含みます。

カ その他の手当（27年4月1日現在）

手当名	内容及び支給単価	行政職員の制度との異同	行政職員の制度と異なる内容	支給実績 (27年度決算見込)	支給職員1人当たり 平均支給年額 (27年度決算見込)
扶養手当	○扶養親族のある職員に対して支給 ・配偶者 13,000円 ・配偶者以外の扶養親族1人につき 6,500円 (配偶者がない場合の1人目 11,000円) ・16歳になる年度初めから22歳になった年度末までの子の加算 5,200円	同じ	—	4,025 千円	223,584 円
住居手当	○自ら居住するため住宅を借り受け、家賃を支払っている職員 ・家賃23,000円以下 家賃—12,000円 ・家賃23,000円超 11,000円+(家賃—23,000円)×1/2 ○単身赴任手当を支給されている職員の配偶者が居住する住居 ・上記額の1/2	同じ	—	3,584 千円	298,700 円
通勤手当	○交通機関、交通用具(自動車等)を使用して通勤している職員に支給 ・運賃額(原則として6箇月定期の額) ・交通用具使用額 通勤距離に応じ2,000円～ ・新幹線等利用者の特別料金等加算 (県外上限41,000円)	同じ	—	11,215 千円	329,839 円
単身赴任手当	○異動又は公署の移転を原因として単身赴任となった職員に対し支給 ・25,000円～82,000円	同じ	—	0 千円	0 円
管理職員特別勤務手当	○週休日等又は平日深夜において勤務した管理職員に職の区分等に応じて支給 週休日等 1回 4,000円～12,000円 平日深夜 1回 2,000円～6,000円 (週休日等の従事時間が6時間を超える場合は、1.5倍)	同じ	—	108 千円	36,000 円
夜間勤務手当	○深夜にわたる正規の勤務時間に勤務した職員に 対して支給 ・勤務1時間当たりの給与額×25/100 ×午後10時から翌日の午前5時までの勤務時間	同じ	—	0 千円	0 円
休日勤務手当	○休日等における正規の勤務時間に勤務した職員 に対して支給 ・勤務1時間当たりの給与額×135/100×勤務時間	同じ	—	0 千円	0 円
管理職手当	○管理又は監督の地位にある一定範囲の職員に 対して支給 ・給料表・職務の級・職の区分別に定めた額 (87,000円～106,200円)	同じ	—	4,275 千円	1,068,668 円

## 9 職員の人事評価の状況

平成26年5月、地方公務員法及び地方独立行政法人法の一部を改正する法律(平成26年法律第34号)が公布され、任命権者は、能力及び実績に基づく人事管理の徹底を図るため、任用、給与その他の人事管理の基礎として人事評価を定期的に実施し、その結果に応じた措置を講ずることとされています。

知事部局及び教育委員会等では、平成18年度から管理職員に、平成20年度から課長補佐級職員と係長に、平成21年度からその他の全ての職員に対して人事評価制度を導入し、取り組んできました。

また、公立学校に勤務する教員等についても、平成18年度から別途自己評価及び業績評価からなる人事評価制度を実施してきました。

平成27年度は、平成28年4月の同法施行に向け、任用、給与その他の人事管理の基礎としてより適切に運用できるよう、制度の一部見直しに取り組みました。

## 10 職員の勤務時間その他の勤務条件の状況

職員の勤務時間その他の勤務条件は、国及び他の地方公共団体の職員との間に権衡を失しないように考慮して、条例等で定めています。その概要は、次のとおりです。

### (1) 勤務時間

勤務時間は、休憩時間を除き、1日について7時間45分、1週間について38時間45分です(日曜日及び土曜日は週休日)。

一般的な職員の勤務時間は、各任命権者の規程等により、知事部局及び教育委員会は午前8時30分から午後5時15分まで、警察本部は午前9時から午後5時45分までとしています。また、交代制勤務職員など、勤務の特殊性によりこの勤務時間により難しい職員の勤務時間は、別に定めています。

なお、知事部局及び教育委員会の本庁及び福岡市内の出先機関(学校を除く。)においては、一般的な職員の勤務時間に加え、始業時刻を午前9時、終業時刻を午後5時45分とする時差通勤を実施しています。

### (2) 休憩時間

一般的な職員の休憩時間は、正午から午後1時までの1時間としています。

### (3) 週休日・休日

週休日とは、原則として毎週日曜日及び土曜日を、また、休日とは祝日法による休日(国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日)及び年末年始の休日(12月29日から翌年の1月3日までの日(祝日法による休日を除く。))をいいます。

なお、公務の運営上の事情により、特別の形態によって勤務する必要がある職員については、週休日を別に定めています。

#### (4) 休暇

休暇の種類は、給与が支給されるか否かによって、有給休暇と無給休暇に分けることができます。有給休暇としては、事由を限らず、毎年与えられる年次休暇と、特定の事由に基づいて認められる特別休暇等があります。また、無給休暇として、介護休暇等があります。

特別休暇は、選挙権の行使、結婚、出産、交通機関の事故等25項目を設けています。

### 11 職員の休業に関する状況

#### (1) 休業の概要

「休業」とは、職は保有するものの職務に従事しないというもので、分限処分である「休職」と同様の性格を有していますが、本人の請求により認められる点が「休職」とは異なります。

育児休業は、子を養育する職員の継続的な勤務を促進し、もって職員の福祉を増進するとともに、行政の円滑な運営に資することを目的とした制度で、対象となる子の年齢は3歳未満となっています。

次世代育成の観点から、男性の積極的な育児参加が特に求められている中、福岡県においても、各任命権者が職員の子どもの健やかな育成のための計画(特定事業主行動計画)を策定し、育児休業等の制度周知の徹底と取得しやすい環境整備を図っているところです。

自己啓発等休業は、公務員としての能力・資質向上や公務意識の醸成及び国際協力を促進するため、大学院等課程の履修又は国際貢献活動への参加を可能とする制度です。

大学院修学休業は、公立学校の教員が専修免許状を取得する機会を拡充するため、国内外の大学院等に在学してその課程を履修することを可能とする制度です。

配偶者同行休業は、公務において活躍することが期待される有為な職員の継続的な勤務を促進するため、職員が外国で勤務等をする配偶者と生活を共にすることを可能とする制度です。

#### (2) 休業の状況

平成27年度における職員の休業の状況については、次のとおりです。

(単位:人)

休業の種類	育児休業	自己啓発等休業	大学院修学休業	配偶者同行休業	合計
人数	397	8	1	1	407
	517	2	1	0	520

(注)1 上段は平成27年度に新たに取得した者、下段は平成26年度以前から引き続き取得している者の人数です。

2 政令市立学校の教職員は含みません。

3 同一の者が複数回にわたって休業を取得した場合は、その数を重複して計上しています。

## 12 職員の分限及び懲戒処分の状況

### (1) 分限制度の概要及び処分の状況

分限制度は、職員が恣意的にその職を奪われることのないよう身分を保障することにより、公務の中立性、安定性を確保し、その適正かつ能率的な運営を図ろうとする趣旨から整備されています。

任命権者が職員をその意に反して降任し、又は免職することができるのは、①勤務実績が良くない場合、②心身の故障のため、職務の遂行に支障があり、又はこれに堪えない場合、③その職に必要な適格性を欠く場合等であり、また、休職にすることができるのは、①心身の故障のため、長期の休養を要する場合、②刑事事件に関し起訴された場合、③学校、研究所、病院その他これらに準ずる公的施設において、その職員の職務に関連があると認められる事項の調査、研究又は指導に従事する場合等とされています。平成27年度における分限処分の状況は、次のとおりです。

(単位:人)

処分の種類	降任	免職	休職	合計
処分事由				
勤務実績が良くない場合	0	0		0
心身の故障の場合	0	0	536	536
職に必要な適格性を欠く場合	0	0		0
職制、定数の改廃、予算の減少により廃職、過員を生じた場合	0	0		0
刑事事件に関し起訴された場合				2
学校、研究所等において調査、研究等に従事する場合(縦断的専軸)			2	2
災害により生死不明又は所在不明となった場合(縦断的専軸)			0	0
合計	0	0	540	540

(注)1 政令市立学校の教職員は含みません。

2 同一の者が複数回にわたって分限処分に付された場合は、その数を重複して計上しています。

3 休職に付されている者の休職期間が更新された場合は、その都度新たな処分が行われたものとみなして計上しています。

### (2) 懲戒制度の概要及び処分の状況

任命権者は、①地方公務員法(昭和25年法律第261号)等に違反した場合、②職務上の義務に違反し、又は職務を怠った場合、③全体の奉仕者たるにふさわしくない非行のあった場合のいずれかに該当するときは、懲戒処分として戒告、減給、停職又は免職の処分をすることができるとされています。平成27年度における懲戒処分の状況は、次のとおりです。

(単位:人)

処分の種類 処分事由	免職	停職	減給	戒告	合計
給与・任用に関する不正 (給与不正領得等)	0	0	0	0	0
一般服務違反関係 (欠勤、勤務態度不良等)	1	2	2	3	8
一般非行関係 (傷害、異性関係非行等)	5	2	3	2	12
収賄等関係 (収賄、横領等)	2	0	0	0	2
道路交通法違反	2	0	0	2	4
監督責任	0	0	11	2	13
合計	10	4	16	9	39

(注) 1 政令市立学校の教職員は含みません。

2 同一の者が複数回にわたって懲戒処分に付された場合は、その数を重複して計上しています。

### 13 職員の服務の状況

職員は、全体の奉仕者として公共の利益のために勤務し、かつ、職務の遂行に当たっては、全力を挙げてこれに専念しなければならないこととされています。この趣旨を具体的に実現するため、地方公務員法や教育公務員特例法(昭和24年法律第1号)によって、法令等及び上司の職務上の命令に従う義務、信用失墜行為の禁止、職務上知り得た秘密を守る義務、政治的行為の制限、争議行為等の禁止、営利企業への従事等の制限など、民間企業の勤労者とは異なる服務上の強い制約が課されています。

これらの服務規律を保持するため、懲戒制度が設けられており、その懲戒処分の状況は、12(2)のとおりです。

また、市町村立学校に勤務する教職員(県費負担教職員)については、地方教育行政の組織及び運営に関する法律(昭和31年法律第162号)により、市町村教育委員会がその服務を監督すると定められています。

なお、制度の趣旨を徹底させるため、所属研修を実施するほか、日常の具体的事例に関する照会等の機会を通じて、適切な処理を行っているところです。

さらに、福岡県職員倫理条例(平成13年福岡県条例第49号)を制定し、職員が常に認識しておかなければならない基本的な心構えや職員が遵守すべき倫理行動規程を規定するとともに、入札参加事業者との原則交際禁止等に関する規定を定めています。

## 14 職員の退職管理の状況

本庁課長級以上の職に就いている職員であった者が、離職後2年間に再就職した場合は、福岡県職員の退職管理に関する条例(平成27年福岡県条例第54号)第3条の規定により、再就職先の名称等について離職時の任命権者に届け出ることとされています。

各任命権者への届出状況は、次のとおりです。

任命権者	平成27年度本庁課長級以上退職者数 (人)	うち届出件数 (件)	再就職先の内訳					
			国または地方公共団体の機関	公益法人等	学校法人等	その他の非営利法人	営利法人 その他	
知事	57	45	2	10	1	12	17	3
教育委員会	41	23	3	2	14	0	0	4
警察本部長	17	16	0	2	0	3	11	0
その他	10	8	0	4	0	3	1	0

(注) 1 再任用等、人事委員会規則で定める場合は届出が不要です。  
2 公益法人等には、独立行政法人、地方独立行政法人、特殊法人及び認可法人を含みます。  
3 学校法人等には、医療法人、社会福祉法人及び宗教法人を含みます。

## 15 職員の研修の状況

職員の研修は、職員の勤務能率の発揮及び増進を目的に、任命権者において組織的かつ計画的に行われています。

例えば、知事や議会、監査委員、教育委員会、人事委員会等の事務部に勤務する職員については、職員研修を自己啓発・職場研修・研修所研修・研修場研修・派遣研修に区分して実施しています。

また、教育公務員については、教育公務員特例法においても、絶えず研究と修養に努めなければならないことが規定されており、より豊富な研修の機会が設けられています。  
平成27年度に行われた主な研修には、次のようなものがあります。

(行政職員)

自己啓発	通信研修支援 自主研究グループ支援
職場における研修	部局研修・所属研修(人権・同和問題、公務員倫理 等) 業務専門研修
研修所における研修	基本研修(新採用職員研修、一般職員研修、管理監督者研修、再任用職員研修) 専門研修(財務諸表の読み方、折衝・交渉力、問題解決思考力、プレゼンテーション 等) 特別研修(トップセミナー、九州・山口各県職員合同 等)
派遣研修	自治大学校派遣研修 都道府県、市町村、企業等派遣研修 大学院派遣研修 等

## (教職員)

職場における研修	各所属の諸課題における研修(授業改善、教育相談 等)
研修所等における研修	(教育センター、体育研究所等で行われる研修) 基本研修(初任者研修、10年経験者研修、新任校長研修 等) 専門研修(各教科の指導に関する研修 等) 長期研修 課題研修(教育課程研究集会、体力向上、薬物乱用防止 等)
派遣研修	教職員等中央研修(校長マネジメント研修、副校長・教頭等研修、中堅教員研修、健康教育、体力向上 等) 教育課題研修指導者海外派遣プログラム 国立大学・大学院派遣長期研修 等

## (警察官)

職場における研修	各所属における集合教養 本部署管理による研修・講習 部外講師による講演 等
警察学校における研修	採用時教養 昇任時教養 専科等教養
派遣研修	語学委託研修 等

## 16 職員の福祉及び利益の保護の状況

## (1) 安全衛生管理

職員の安全と健康を確保し、快適な職場環境を形成するために、労働安全衛生法(昭和47年法律第57号)及び各任命権者の安全衛生管理規程及び健康管理規程に基づき、総括安全衛生管理者、健康管理者、産業医又は安全管理者及び衛生管理者の選任並びに総括安全衛生委員会及び警察本部衛生委員会等を設置しています。

さらに、全所属に健康推進員(副課長、課長補佐、副所長、事務長等)又は健康管理担当者(所属長)及び副健康管理担当者を配置するとともに、(安全)衛生委員会や各地区連絡協議会等を設置し、安全衛生管理活動の推進を図っています。

## (2) 職員の健康管理

労働安全衛生法に基づき、事業者責任として職員の健康管理状態を把握し、健康障害や疾病の早期発見を行うため、全職員を対象に定期健康診断を、特定の有害業務従事者を対象に特別健康診断を実施しています。

## (3) 利益の保護の状況

職員の利益は、勤務条件に関する措置要求制度及び不利益処分に対する不服申立て制度によって保護されています。

勤務条件に関する措置要求制度は、給与、勤務時間その他の勤務条件に関し団体協約を締結することの認められない職員が人事委員会に対して地方公共団体の当局により適切な措置が執られるべきことを要求する制度であり、また、不利益処分に対する不服申立て制度は、不利益な処分

を受けた職員が人事委員会に対して不服申立てを行うことを認める制度です。

これらの制度の状況は、「二 平成27年度における福岡県人事委員会の業務の状況」の4及び5のとおりです。

## 二 人事委員会の業務の状況

### 1 職員の競争試験及び選考の状況

#### (1) 競争試験

27年度に実施した職員の競争試験の状況は、次のとおりです。

#### ① 職種及び日程

試験の種類	職種	日程			
		受付期間	1次試験	2次試験	最終合格発表
I 類	行政、教育行政、児童福祉、土木、建築、機械、化学、農業、農産、土木、林業、畜産、水産、獣医師、薬剤師	5月18日 ～5月29日	6月28日	7月21日 ～8月5日	8月20日
		8月17日 ～8月28日	9月27日	10月20日 ～11月12日	11月26日
II 類	農業 行政事務、教育行政、警察事務	7月13日 ～7月24日	8月23日	10月31日 ～11月1日	11月26日
		4月1日 ～4月20日	5月10日	6月29日 ～7月9日	8月7日
III 類	一般事務、教育行政、警察事務、土木	8月11日 ～8月31日	9月20日	11月4日 ～11月18日	12月22日
		4月1日 ～4月20日	5月10日	6月29日 ～7月9日	8月7日
民間企業等 職務経験者	行政	8月11日 ～8月31日	9月20日	11月4日 ～11月18日	12月22日
		4月1日 ～4月20日	5月10日	6月29日 ～7月9日	8月7日
警察官A (男性)	第1回	8月11日 ～8月31日	9月20日	11月4日 ～11月18日	12月22日
		4月1日 ～4月20日	5月10日	6月29日 ～7月9日	8月7日
警察官A (女性)	第2回	8月11日 ～8月31日	9月20日	11月4日 ～11月18日	12月22日
		4月1日 ～4月20日	5月10日	6月29日 ～7月9日	8月7日
警察官A (武道指導)	第1回	4月1日 ～4月21日	5月10日	7月3日	8月7日
		8月11日 ～8月31日	9月20日	11月16日	12月22日
警察官B (男性)	第2回	8月11日 ～8月31日	9月20日	11月4日 ～11月18日	12月22日
		4月1日 ～4月20日	5月10日	6月29日 ～7月9日	8月7日
警察官B (早期採用 男性)	-	8月11日 ～8月31日	9月20日	11月4日 ～11月18日	12月22日
		4月1日 ～4月20日	5月10日	6月29日 ～7月9日	8月7日
警察官B (女性)	-	8月11日 ～8月31日	9月20日	11月4日 ～11月18日	12月22日
		4月1日 ～4月20日	5月10日	6月29日 ～7月9日	8月7日
警察官C	-	8月11日 ～8月31日	9月20日	11月4日 ～11月18日	12月22日
		4月1日 ～4月20日	5月10日	7月3日	8月7日

## ② 人数

試験の種類	採用 予定数 (人)	申込者数 (人)	受験者数 (人)	受験率 (%)	一次 合格者数 (人)	最終 合格者数 (人)	受験 倍率 (倍)
I類	114	1,655	1,070	64.7	246	125	8.6
II類	85	907	604	66.6	239	123	4.9
III類	66	679	532	78.4	206	102	5.2
民間企業等職務経験者	7	1,181	764	64.7	23	10	76.4
警察官A(男性)	199	3,193	2,107	66.0	766	250	8.4
警察官A(女性)	29	824	428	51.9	117	37	11.6
警察官A(武道指導)	5	4	4	100.0	4	4	1.0
警察官B(男性)	114	1,795	1,246	69.4	463	146	8.5
警察官B(早期採用男性)	20	1,425	1,004	70.5	82	25	40.2
警察官B(女性)	19	426	228	53.5	77	21	10.9
警察官C	9	40	27	67.5	21	9	3.0
計	667	12,129	8,014	66.1	2,244	852	9.4

## (2) 採用選考

職員の採用は、地方公務員法上、原則として競争試験によることとされていますが、人事委員会の定める職については選考によることができることとされています。27年度に各任命権者から提出された採用選考請求承認状況は、次のとおりです。

職	知事 (件)	教育委員会 (件)	警察本部長 (件)	その他 (件)	計 (件)
部長相当職	3				3
次長相当職	4				4
課長相当職	14	10	7		31
課長補佐相当職	20	1			21
係長相当職	35	2			37
上級係員相当職	28				28
係員相当職	10	1	6		17
計	114	14	13		141

なお、27年度に人事委員会において試験を実施している公開公募による採用選考の実施状況は、次のとおりです。

種別	職種	採用 予定数 (人)	申込者数 (人)	受験者数 (人)	一次 合格者数 (人)	最終 合格者数 (人)	競争 倍率 (倍)
選考 (前期)	保健師、看護師、研究職員（化学B（表面処理）、化学D、薬学、生物（ウイルス学・細菌学関連））、船員（航海）、児童自立支援専門員、職業指導員（OA）、ビジネス科、電気工事科、建築科）	21	126	95	57	20	4.8
選考 (後期)	船員（航海）	1	4	4	3	0	-
身体障害 者を対象 とする採 用選考	一般事務、教育行政、警察事務	7	30	28	19	7	4.0

### (3) 昇任選考

職員の昇任については、警察官昇任試験を除き選考により実施しています。

27年度に各任命権者から提出された昇任選考請求の承認状況は、次のとおりです。

職名	知事 (件)	教育委員会 (件)	警察本部長 (件)	その他 (件)	合計 (件)
部長	21	1			22
次長	57	3	24(23)		84
課長	138	13	39(35)		190
課長補佐	334	39	6(0)		379
係長	374	31	21(0)		426
計	924	87	90(65)		1,101

(注1) 職名の欄は、相当職を含みます。

(注2) ( )内は公安職で内数です。

**(4) 任期付職員の採用の承認**

任命権者は、任期付職員（任期付招へい研究員、特定任期付職員、一般任期付職員）の採用に当たり、人事委員会の承認を得なければなりません。

27年度の人事委員会の承認件数は2件（うち1件は任期の更新）です。

- (注)
- ・任期付招へい研究員：民間等の優れた研究者を県の試験研究機関に受け入れるもの
  - ・特定任期付職員：高度の専門的な知識経験等を有する者を任期を定めて採用するもの
  - ・一般任期付職員：専門的な知識経験を有する者を任期を定めて採用するもの

## 2 給与等に関する報告及び勤告[平成27年10月5日]の状況

### (1) 概要

平成27年4月の公民較差に基づき給与改定

- ・ 較差(0.43%)の解消のため、給料月額を引き上げるとともに、地域手当の支給割合を引上げ
- ・ 期末・勤勉手当の支給月数を0.1月分引上げ

### (2) 平成27年4月の公民較差に基づく給与改定

#### ① 民間給与との比較

(1) 月例給の較差

平成27年	参考(平成26年)
0.43%	0.25%
1,620円	943円

(2) 期末・勤勉手当

民間の年間支給割合	職員の年間支給月数
4.19月	4.10月

#### ② 給与改定の内容

(1) 給料表 人事院勧告における俸給表の引上げ改定に準じて改定

(2) 諸手当

- ア 期末・勤勉手当 4.10月分→4.20月分(勤勉手当を0.1月分引上げ)
- イ 地域手当

支給地域等	現行	改定後	支給地域等	現行	改定後
東京都特別区	18%	18.5%	福岡市	5%	5.2%
大阪市	15%	15.5%	その他の県内	3.75%	4%
名古屋市	13%	14%	医師等の特例	15%	15.5%

ウ 単身赴任手当 基礎額について、25,000円を30,000円に改定

エ 初任給調整手当 給料表の改定状況を勘案し医師等及び獣医師の手当限度額を引上げ(医師等800円、獣医師200円)

### ③ 実施時期 平成27年4月1日

### (3) 給与制度の総合的見直し

#### ① 給与制度の総合的見直しの概要

平成27年4月から、給料表水準を平均2%引き下げた上で、諸手当を含めた地域の給与配分、世代間の給与配分及び職務や勤務実績に応じた給与配分を見直すことを内容とする給与制度の総合的見直しを実施し、平成32年4月1日に完成

## ② 平成28年度において実施する内容

### (1) 地域手当

支給地域等	平成27年度 改定後	平成28年度	支給地域等	平成27年度 改定後	平成28年度
東京都特別区	18.5%	20%	福岡市	5.2%	5.4%
大阪市	15.5%	16%	その他の県内	4%	4.25%
名古屋市	14%	15%	医師等の特例	15.5%	16%

### (2) 単身赴任手当

加算額の限度について、57,000円を70,000円に改定

## ③ 実施時期 平成28年4月1日

## (4) 意見

### ① 給与について

#### (1) 職務・職責に応じた給与の推進

地方公務員法に定める「職務給の原則」をより一層徹底する観点から、職務と職務の級の適切な対応関係を構築するため、本県の実情に即した給料表の在り方について検討していく必要がある。

#### (2) 専門的・技術的な業務に従事する職員の処遇

公務サービスの向上の観点から、獣医師など、高い専門性と技術力を要する行政分野の業務に従事する職員について、適正な給与体系を構築するため、従事する業務の内容や性質などを分析した上で、給料表を含めた処遇の在り方について調査・研究を進めていく必要がある。

### ② 勤務環境の整備等について

(1) 時間外勤務の縮減について、任命権者は、業務量に応じた適正な人員配置、業務の平準化及び意識改革の取組の徹底を図る必要がある。管理監督者は、職員の勤務時間を適正に把握するとともに、職場の実態に応じた時間外勤務縮減の取組に努める必要がある。

(2) 仕事と家庭の両立支援の推進について、新たな特定事業主行動計画に基づき、出産・育児に係る制度の周知や男性職員も含めた職場全体の意識改革を更に推進するなど、取組を一層徹底するとともに、仕事と介護の両立支援策について引き続き検討していく必要がある。

(3) メンタルヘルス対策は、職員の健康や公務能率向上の観点から重要な課題であることを改めて認識し、各職場において適切にストレスチェックを実施するなど、取組の強化を図る必要がある。

(4) ハラスメントは、職員の人格や尊厳を不当に傷つけるだけでなく、職場全体の士気や生産性に悪影響を及ぼす、決して許されない行為である。任命権者においては、職員一人ひとりに対して意識啓発を徹底することが重要である。

(5) 新たなフレックスタイム制の導入については、本県における人事管理や公務運営の実情等を踏まえ、所要の検討を行う必要がある。

**③ 有為な人材の確保について**

職員採用を取り巻く環境が厳しくなっている中、本委員会においては受験者の確保のため任命権者と連携しながら、広報活動を積極的に推進していく必要がある。採用後は、任命権者において、引き続き職員の能力・意識の向上に取り組んでいく必要がある。

**④ 女性職員の登用拡大について**

女性活躍推進法の施行に向けて、政策決定段階においてより一層女性職員の活躍を推進するため、組織の実情及び改善すべき要因を分析し、職員の年齢構成や性別構成などの将来推計を踏まえ、女性の活躍を推進するための行動計画を策定し、積極的に取り組むことが必要である。

**⑤ 公務員倫理の徹底について**

全ての職員に公務に携わる者としての倫理が徹底されていないことは誠に遺憾である。任命権者においては、引き続き公務員倫理の徹底に向けた取組を推進し、職員一人ひとりに、不祥事は絶対を起こしてはならないということを改めて自覚させる必要がある。

**⑥ 人事評価制度に基づく適正な人事管理について**

任命権者において人事評価結果を活用した人事管理を更に進めていくに当たっては、試行中の制度について十分な検証を行うなど、職員の理解と納得を得ながら所要の整備を早急に進めていく必要がある。

**⑦ 雇用と年金の接続について**

雇用と年金の接続が確実になされるには、再任用制度の適切な運用とともに、中長期的視点に立った計画的な人事管理及び執行体制が求められる。また、今後国家公務員に係る検討状況も注視していく必要がある。

### 3 給与に関する報告及び勧告[平成28年1月26日]の状況

#### (1) 概要

- ・ 「職務給の原則」を徹底した簡素でわかりやすい給料表の導入
- ・ 役職段階と給料表上の職務の級の関係を「一対一の対応」を基本とするよう再編

#### (2) 内容

行政職給料表について、現行の給与水準を維持した上で、役職段階と給料表の職務の級の関係を「一対一の対応」にすることを基本に、給料表の職務の級を現行の10級構成から9級構成へ再編。

〔現行〕		〔勧告〕	
職務の級	役職段階	職務の級	役職段階
10級	本庁の部長	新9級	本庁の部長
9級	本庁の事務局長	新8級	本庁の事務局長
8級	本庁の次長	新7級	本庁の次長
7級	本庁の課長(困難)	新6級	本庁の課長
6級	本庁の課長	新5級	本庁の課長補佐
	本庁の課長補佐(困難)		
5級	本庁の課長補佐	新4級	本庁の係長
	本庁の係長(困難)		
4級	本庁の係長	新3級	事務主査
	事務主査(困難)		
3級	事務主査	新2級	主任主事
	主任主事(困難)		
2級	主任主事	新1級	主事
	主事(困難)		
1級	主事		

### 4 勤務条件に関する措置の要求の状況

勤務条件に関する措置要求制度は、職員から勤務条件に関し、適当な行政上の措置を求める要求があった場合に、人事委員会が必要な審査をした上で判定を行い、あるいはあつせん又はこれに準ずる方法で事案の解決に当たります。

#### (1) 係属の状況

	平成26年度末 の係属件数 (件)	平成27年度中 の要求件数 (件)	平成27年度中 の処理件数 (件)	平成27年度末 の係属件数 (件)
県分	0	0	0	0
受託分	0	0	0	0

※「受託分」は公平委員会の事務の委託を受けている町分

## (2) 審査の状況

なし

## 5 不利益処分に関する審査請求の状況

不利益処分についての審査制度は、職員から懲戒その他その意に反する不利益な処分を受けたとして審査請求があった場合、人事委員会が、事案を審査し、その結果に基づいて、その処分を承認し、修正し、又は取り消す判定（裁決又は決定）を行うものです。

## (1) 係属の状況

	平成26年度末 の係属件数 (件)	平成27年度中 の申立て件数 (件)	平成27年度中 の処理件数 (件)	平成27年度末 の係属件数 (件)
懲戒処分	55,524	2	2,750	52,776
分限処分	4	0	0	4
その他	7	0	0	7
計	55,535	2	2,750	52,787
懲戒処分	0	0	0	0
分限処分	0	0	0	0
その他	0	0	0	0
計	0	0	0	0

※「受託分」は公平委員会の事務の委託を受けている町分

## (2) 審査の状況

事案名	審査等の状況
平成25年(不)第2号事案(再審)	決定(却下)
平成25年(不)第1号事案	裁決(処分承認)
昭和44年(不)第4663号ほか 1,518事案	審査の打切り(不利益処分についての審査請求に関する規則(平成16年福岡県人事委員会規則第26号)第13条第1項第3号、第4号、第5号及び附則第3項該当)

※昭和50年(不)第3031号事案ほか1,228事案は取り下げられた。